

中東知的財産ニュースレター Vol. 4 (2016年2月)

| | |
|-----------------------------|---|
| <p>アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)</p> | <p>ARIPOの特許、意匠および商標の制度の大幅改正</p> <p>2016年1月1日を実施日とし、アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の特許、意匠および商標の制度に大幅な変更が加えられ、登録料などが改正されました。これら変更は、2015年11月のARIPO行政審議会での決定に基づきます。</p> <p><i>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント：</i> 特許、意匠および商標の施行規則について、改正がなされました。この改正により、特許出願の分割出願ができるようになりました。商標については、拒絶理由通知に対する応答期間が2ヶ月に制限されました。また、この施行規則の改正には、将来の商標電子出願システムの導入を可能とする条項が含まれます。</p> |
| <p>カタール</p> | <p>経済商業省(MEC)は、3,382点の海賊版CDおよびDVDを押収</p> <p>ペニンシュラ・カタール・デイリー紙の報道によると、MECの調査官により3,382点の海賊版CD、DVDおよび海賊版製造機材が押収されたとのことです。</p> <p>近ごろMECは、カタールにおける海賊版の製造および販売の防止対策を引き続き推し進める旨宣言しましたが、それが実行に移されていることがうかがえます。</p> |
| <p>サウジアラビア</p> | <p>特許維持年金の算出基準を国内登録日から国際特許出願日 (PCT 出願日) に変更</p> <p>サウジアラビア特許庁は、特許、半導体集積回路配置、植物品種および工業意匠に関する法律の実施規則を改正しました。</p> <p>2015年12月19日に施行された改正実施規則には、PCT出願のための年金の算出方法の変更などが含まれます。</p> <p>改正実施規則の第65条は次のように定めています：</p> <p>“サウジアラビア王国の保護制度に基づき、出願特許が国内登録の段階に至った後、国際出願日から維持年金の支払が発生し、出願者は、</p> |

| | |
|----------------|---|
| | <p>初回支払期日に過年度の年金を支払わなければならない。出願者は、定められた期日内に年金を支払わなかった場合、全ての対象年度の年金の2倍相当額を支払わなければならない。”</p> <p>維持年金の算出は、国内登録日ではなく、PCT 出願日に変更されました。つまり支払期日には、毎年1月1日を基準とし、過年度分の年金も全て支払わなければならないわけです。これらの年金は、支払遅延の罰金が科されないように2016年3月31日までに支払わなければなりません。</p> <p>2016年3月31日までに支払が済まされなかった場合、2016年6月までの猶予期間内に罰金とともに未納年金を支払わねばなりません。</p> <p>今後、全ての新たなPCT 特許の国内登録に対し、次年度から、遡及的な年金の支払が必要となります。</p> <p>その他の変更</p> <p>改正実施規則には、以下の変更も含まれます：</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 証拠書類（委任状、譲渡証）の提出期日が、出願後90日から60日に短縮されました。ただし、全ての期日は（年金の支払期日を除き）、手数料を支払うことにより最長2か月間延期することができます。つまり、90日の期日は、実質120日まで延長されたこととなります。 2. 期限切れとなった特許に関し、期日を守ることができなかった“やむをえない理由”、あるいは特許の失効は出願者の責任が及ぶところではないことを示す“やむをえない理由”が認められた場合、その権利を復元することができるようになりました。復元請求は、特許失効から2か月以内、または棄却日から12か月以内（いずれか早い方の期間内）に提出されなければなりません。 3. 出願者は、優先権の追加および変更を申請する場合、12か月の優先権申請期日から2か月以内の申請猶予が与えられるようになりました（すなわち、合計で優先基礎日から14ヶ月）。その場合、出願者は、出願時に優先権の請求が加えられなかった／立証されなかった／訂正されなかった理由の提示とともに手数料を支払う必要があります。 |
| アラブ首長国連邦 (UAE) | <p>世界競争力報告 2015-2016 による UAE の知財権保護の評価は世界 22 位</p> <p>世界経済フォーラム (WEF) は 2015-2016 年度の世界競争力報告を発表</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| | <p>しました。アラブ首長国連邦 (UAE) は、知財権の保護において世界第 22 位にランクされています。</p> <p>ドバイ経済開発局 (DED) は近ごろ、2015 年に押収した模倣品の数は 6300 万を超え、その市場価値は 10 億 100 万 AED (約 313 億円) に相当するとの報告を発表しました。これは、前年比およそ 50% の増加を意味し、ドバイにおける模倣品取り締まり強化への DED の積極的な意気込みがうかがえます。</p> <p>Clyde & Co の見解 (Saba Al Sultani-アソシエイト) :</p> <p>UAE のドバイ経済開発局 (DED) や他の地方当局、連邦当局による積極的な知財保護への取り組みが高く評価され、UAE は知財保護政策において世界第 22 位にランクインしました。この評価は、世界経済フォーラムの世界競争力報告 2015-2016 によるものです。</p> <p>DED だけでも昨年は、6300 万を超える模倣品 (市場価格は約 313 億円) を押収しており、UAE の国内における模倣品取り締まり強化が世界的に高い評価を得たことは、十分に納得できます。押収品の数は年々増加し続けていることから、UAE は引き続き、国内外における知財権の保護を推し進めるものと期待されます。</p> |
| <p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p> | <p>ドバイ税関は 2015 年 101 件を超える強制捜査を実行</p> <p>ドバイ税関は、2015 年 11 月までに、101 件の模倣品摘発をしたと発表しました。同税関は、模倣品の輸入取り締まりは、引き続き最優先事項である旨明らかにしています。</p> |
| <p>アラブ首長国連邦 (UAE)</p> | <p>第 5 回中東・北アフリカ地域知的財産犯罪会合を開催</p> <p>第 5 回中東・北アフリカ地域知的財産犯罪会合が 2015 年 11 月にドバイにて開催されました。</p> <p>この会議は、知財保護分野の専門家、政府職員が参加し、知財権侵害の現状について理解を深めるとともに、それらを防止するための対策を練るために、現地および海外の関係者間で自由に意見を交換しあうことを目的に開催されています。</p> <p>JETRO Dubai 知的財産権部のコメント : アラブ首長国連邦知的財産協会 (EIPA) 及びインターポールの共催で本会合は開催されました。EIPA は、アラブ首長国連邦における知的財産犯罪撲滅を目的として 2010 年に設立された NGO 団体で、知財に関する知識の関係機関への提供や啓発等を行っています。EIPA は、昨年 2 月に、日本の国際知的財産保護フォーラム (IIPPF) と MoU を締結していて、日本との協力関係</p> |

| | |
|----------------|---|
| | を深めています。 |
| アラブ首長国連邦 (UAE) | <p>ドバイにおける模倣品一掃のための知的財産保護審議会</p> <p>知的財産保護審議会は、ドバイ経済開発局 (DED) によって新たに発足された諮問機関です。同審議会は、DED 職員と、様々な産業部門 (自動車、ファッション、美容など) の関係者で構成されています。模倣品の現状確認と、防止対策の発案を目的とし、四半期毎に総会が開かれる予定です。</p> <p>これは、ドバイにとって大きな前進であり、権利侵害行為防止への関係当局のコミットを権利者に示すものと言えるでしょう。</p> |

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 4 (2016年2月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Co が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手してい
る情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情
報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりで
あることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断
での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供し
た情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じ
て皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任
を負いかねます。